

保育所等利用定員変更基準の見直しについて

1 現行基準

①利用定員の変更基準

定員 120%程度の状態が 2 年程度継続した場合は定員を変更できる。

定員 80%程度の状態が 2 年程度継続した場合は定員を変更できる。

②給付費の減算基準

1 号認定の利用定員は 2 年度連続して（2 号認定及び 3 号認定は 5 年度連続して）利用定員を超え、平均して利用定員の 2 割を超えている場合は、減算して支給する。

2 利用定員変更の基準の見直しの目的

① 少子化に対応した適正な定員の設定に対応する

少子化により児童数は減少しているものの、2 年度の実績を待ってからは、現状と乖離している期間が長く施設の運営に影響が出ている。

また、酒田市子ども・子育て支援事業計画の提供量の確保数まで、利用定員の減数が進んでいない状況である。

② 健全な保育事業が継続可能となるよう適正な運営費の支給を行う

利用定員の設定は、保育事業者が受給する運営費に大きく作用することから、現状に合った利用定員に見直せるようにする必要がある。

③ 過大な給付費の支給とならないよう適切に定員を管理する

過大な給付費の支給となっている自治体に、会計検査院の調査が入ったことに対し、令和 4 年 3 月 23 日付けで内閣府より、利用定員の適切な管理について通知されている。

3 利用定員変更基準の見直し（案）

①利用定員の変更基準

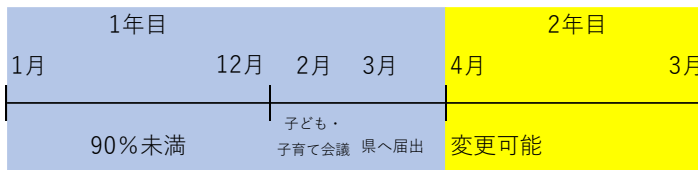
子ども・子育て支援事業計画の提供量の確保の範囲内かつ本市における前年度の利用実績（提供数）を超える範囲内において、前年の利用定員に対して 110%を超える又は 90%未満の利用の場合、翌年の 2 月に子ども・子育て会議に諮り、翌年度の 4 月より利用定員を変更できるものとする。ただし、保育所等の整備補助金を活用して改修等をした場合は、原則、整備後 5 年間は変更できないものとする。

【現状】



2年度の実績により、翌年度（8月）の子ども・子育て会議に諮る。

【変更案】

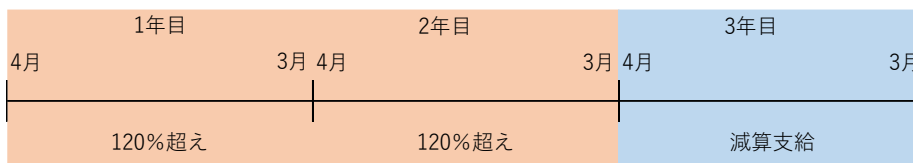


1年（1月～12月）の実績により、翌年（2月）の子ども・子育て会議に諮る。

②給付費の減算基準

1号認定の利用定員は、前年度（2号認定及び3号認定は前4年度）において、平均して利用定員の120%を超える利用の場合、翌年の2月に子ども・子育て会議に諮り、翌年度の4月より利用定員を変更すること。

【現状】（1号認定の場合）



※ただし、2年度連続していない場合、減算支給の対象とならない。

【変更案】

